

沖縄県立八重山病院の入院セット事業者選定委員会設置要綱

1. 目的

この要綱は、沖縄県立八重山病院における入院セット事業（以下「本事業」という。）を行う運営事業者（以下「事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選定するため、必要な事項を定める。

2. 選定委員会の設置

(1) 優先交渉権者の選定のため、業者選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。また、組織及び運営については、次のとおりとする。

- ① 委員の定数は、8人とする。
- ② 委員長は、副院長とする。
- ③ 委員長は、委員会を統括する。
- ④ 委員が出席できない場合は、代理を出席させること。
- ⑤ オブザーバーとして、委員長が認めた者を出席させることができる。

(2) 委員の構成は、別表のとおりとする。

3. 選定

委員会は、「優先交渉権者選定基準」に基づき、事業者を審査し選定する。

(1) 審査方法

当院が定める「優先交渉権者選定基準」に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、総評価点が最も高い参加者を優先交渉権者とする。

なお、参加者が1社のみである場合でも対面審査を実施する。その場合、審査結果が最低基準に満たないときは、「該当者なし」とする。

また、総評価点が同点となる優先交渉権者となる者が2社以上いる場合は、以下に示す評価区分小項目①から③の合計点の高いものを優先交渉権者とする。

- ① B サービスの提供内容：価格
- ② B サービスの提供内容：接遇能力
- ③ C 運営体制：当院職員の負担軽減

この場合においても評価点が同点となる場合は、本件審査および事務に関係の無い当院職員にくじを引かせ決定するものとする。

【総評価点算出方法】

ア) 評価点の算出

「優先交渉権者選定基準」に基づき委員毎の評価点を算出する。

$$\text{評価点 (100点満点)} = \text{A 運営実績 (10点)} + \text{B サービスの提供内容 (40点)} \\ + \text{C 運営体制 (40点)} + \text{D 付加点 (10点)}$$

イ) 総評価点の算出

各委員の評価点を合計し、委員の人数で除した平均点を総評価点とする。

$\text{総評価点 (100 点満点)} = \text{全委員の評価点の平均}$

【最低選定基準】

参加事業者が1社のみである場合、委員会による審査の結果、次のいずれかに該当するときは、「該当者なし」とする。

ア) 総評価点が満点の6割に満たない場合。

イ) 評価事項A～Dにおける各評価区分小項目の総評価点について、ひとつでも総評価点(満点)の2割未満の評価点がある場合。

4. 庶務

- (1) 選定委員会設置要綱の作成は、総務課施設担当および経営課消耗品担当が定める。
- (2) 選定業務の運営にかかる庶務は、総務課施設担当および経営課消耗品担当が行う。

5. その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が別に定めるものとする。

附則

この選定方針は、令和4年2月25日から施行する。